

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月1日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	徳島県
3. 市区町村名	石井町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.ishii.lg.jp/docs/2015020600022/

執行機関名 石井町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	石井町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例によるひとり親等の医療費助成に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		石井町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第3項 石井町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例によるひとり親等の医療費助成に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第一条	石井町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(昭和48年石井町条例第5号)第1条及び第2条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>母子家庭等及び寡婦の福祉</u> に関する原理を明らかにするとともに、 <u>母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図る</u> ことを目的にする。	第1条 この条例は、 <u>重度心身障害者等</u> に対し医療費の一部を助成することにより、その <u>保健の向上</u> に寄与し、もって <u>重度心身障害者等の福祉の増進</u> を図ることを目的とする。 第2条 この条例において、「 <u>重度心身障害者等</u> 」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。(中略) (3) 別表第3に定める要件を具備する <u>ひとり親家庭の父母等</u> (4) 別表第4に定める要件を具備する <u>ひとり親家庭の父母等</u>
⑦独自利用事務の関連規範		石井町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(昭和48年石井町条例第5号)